

## 第一種大規模小売店舗立地法特例区域及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域について

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第36条第1項及び第55条第1項の規定により、三沢市に係る第一種及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域を平成21年12月14日付けで定めましたので、お知らせします。

なお、当該特例区域を定めるにあたって、同法第36条第9項及び第55条第4項で準用する同条同項の規定に基づき、当該特例区域の案に対する住民等の意見を求めましたが、意見はありませんでした。

### 1. 第一種大規模小売店舗立地法特例区域

- (1) 三沢市南町一丁目三一の三八四四、三一の三八四六、三一の三八四七、三一の三八五六、三一の二二〇九
- (2) 三沢市栄町二丁目三一の一四四
- (3) 三沢市松園町三丁目一〇の一、一〇の四、一〇の八、一〇の九、一〇の一〇、一〇の一、一〇の一三、一〇の一四、一〇の一五、一〇の一六、一〇の一七、一〇の一八、一〇の一九、一〇の二〇、一〇の二二、一〇の二四、一〇の二五、一〇の二六
- (4) 三沢市松園町三丁目五の一
- (5) 三沢市大町二丁目一二の一、一二の二、一二の四、一二の八、一二の九、一二の一〇、一二の一

### 2. 第二種大規模小売店舗立地法特例区域

- (1) 三沢市中央町二丁目六四の一四六、六四の一四五、六四の二〇二、六四の二一五、六四の二一四、六四の二〇三、六四の一一二、六四の二二二、六四の二三一、六四の六九、六四の一五四、六四の一六〇、六四の一五五、六四の一四八、六四の一六、六四の一九〇（一部）、二九（未）、六四の二二一、六四の一七六、七の一八、七の二六